

小牧市農業委員会の委員及び小牧市農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 0 月 6 日

小牧市長 山 下 史守朗

小牧市条例第 3 3 号

小牧市農業委員会の委員及び小牧市農地利用最適化推進委員
の定数を定める条例の一部を改正する条例

小牧市農業委員会の委員及び小牧市農地利用最適化推進委員の定数を定める条例(平成28年小牧市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第3条中「12人」を「11人」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に在任する小牧市農地利用最適化推進委員は、その任期満了の日までの間に限り、なお従前の例により在任するものとする。